

豊中市 市民公益活動推進指針 概要版

目次

はじめに

- (1) 指針の目的
- (2) 指針の構成
- (3) 指針で使う主な用語や概念の定義・留意点

1. 指針のめざしていること

- (1) 市民公益活動推進の意義
- (2) 市民公益活動推進の基本姿勢

2. 推進の方針と具体的方策

- (1) 市民公益活動推進方針
- (2) 活動環境・活動基盤整備
- (3) 協働事業の推進
- (4) 推進体制の整備

3. 今後の検討課題

- (1) 総合推進の根拠となる条例の制定
- (2) 市民運営「基金」設置の検討
- (3) 市民がつくる「市民活動センター(仮称)」の検討と支援

作成者

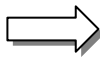
豊中市
 (担当: 市民生活部 市民活動課)
 〒560-0022
 豊中市北桜塚2-2-1
 市立生活情報センターくらしかん
 TEL.06-6858-5751 FAX.06-6858-5095
 eメール npo@city.toyonaka.osaka.jp

作成時期 平成15年(2003年)3月

指針の目的

市民公益活動団体を公共領域を共に担うパートナーとして位置づける
 「市民公益活動」を地域社会全体で支え、より活発にする
 「協働とパートナーシップに基づくまちづくり(第3次豊中市総合計画)」を進める

市民自治社会の実現



主な用語や概念・留意点

市民公益活動 = 市民が行う社会貢献活動
 ・自発性・自主性にもとづく市民活動であること
 ・公益増進に貢献していること
 ・営利・政治・宗教活動を目的としていないこと

市民公益活動団体 = 「市民公益活動」に取り組んでいる市民団体

- ・法人格の有無は問わない
- ・「市民公益活動」を主目的とする団体だけでなく、公益/私益・互助益を主目的とする市民団体が「市民公益活動」に取り組む場合も含む。

公益 = 不特定多数の第三者利益
 間接的に「公益」につながる場合も

営利活動 = 利益を出資者に配分することを主目的とする活動

非営利活動 = 利益は目的・事業のために使い、出資者・構成員に配分しない活動

*「公益/共益/私益・互助益」「営利/非営利」「公共領域/私的領域」の境界は、時代や社会経済環境によって変化し、厳密に定義することは困難
 地域社会全体で評価・判断し、臨機に見直す仕組みをつくる必要がある

推進の意義

社会・経済環境やまちの変容

- ・情報化やグローバル化の進展 ・社会変化の速まり
- ・地球環境問題の顕在化 ・まちづくりへの参加手法の多様化
- ・少子高齢化の進行 ・ライフスタイルや価値観の多様化
- ・地域コミュニティの空洞化・公共サービスへのニーズの多様化
- ・多文化化

「市民公益活動」の特性・可能性

- ・市場や費用対効果にしばられない
- ・市民合意形成に時間をとられない
- ・先駆性、多様性をもつ
- ・公共サービスを担う
- ・地域、コミュニティ、まちを担う
- ・エンパワメントと地域活性化を進める

豊中市の「市民公益活動」推進の基本姿勢
 推進目標を明確にする **指針の目的**
 推進のための市民・事業者・行政・市民公益活動団体の役割をふまえる
 市民公益活動団体・事業者・行政の特性が生かされる協働関係をつくる
 支援と協働の関係性をふまえる
 「市民公益活動」以外の市民団体や事業者によるさまざまな活動を視野に入れて取り組む
 その他、留意点や課題等
 ・行財政改革と連携した取り組みを推進する
 ・憲法と地方自治法の趣旨をふまえ、透明性・公開性のもとで取り組む
 ・公共課題・地域課題を市民・事業者・行政が共有できる仕組みの充実に努める

豊中市の市民公益活動推進方針
 「協働の原則」を遵守して進める
 情報公開と市民参加のもとで推進する
 全庁的・総合的・具体的に推進する
 活動のタイプや組織の発展段階に応じた施策を展開する
 社会的な評価のもとで推進する

協働の原則
 目的の共有
 対等性の確保
 相互理解の推進
 自発性・自主性の尊重
 透明性・公開性の確保

市民公益活動団体の発展段階
 [1]組織形成前段階...賛同者を集め、自律的なグループ化をめざしている段階
 [2]初期期...組織化しているが、まだ継続的・安定的活動の実績が乏しい段階
 [3]成長期...継続的・安定的に組織活動を継続している段階
 [4]発展期...専門性を生かした継続的・安定的活動の領域をさらに広げていく段階
 *この分類は施策適用のためであって、市民公益活動団体を格付けしたものではありません

活動環境・活動基盤整備

情報提供と情報受発信の基盤づくり
 ・活動推進・協働推進に役立つ情報の集約・提供、活動相談
活動情報 活動支援情報 行政情報
 ・多様な主体が双方向で情報の受発信ができる基盤づくりの推進（情報のバリアフリー化にも配慮）

人材育成・確保
 ~市民の自主的な動きを専門的組織の協力のもと支援~
 ・人材育成機会の提供・開発
 ・人材確保条件の整備

拠点・場所・器材
 ・公共施設・器材利用の改善 *施設・器材情報の一元化/バリアフリー化 / 運営への市民参加/利用手続改善/各種公共施設の役割再確認と連携促進*
 ・各種民間施設の活用促進 「市民公益活動」への民間施設提供誘導施策 / 市民公益活動団体が自ら設置する拠点への支援の検討など
 ・公共施設の転用や開放、協働運営の検討 *事務所拠点設置・開館日時*の柔軟化などのため

財源ほか
 財源確保のための
 情報や技術、場を提供

小学校区交流促進実験

協働事業推進

補助金制度
 ・「公募制補助金制度」の導入
分野を限らない/審査・評価を公開で/組織発展段階別メニューと専門的助言で自立化促進
 ・現行の補助金制度の透明化や改善

行政事業の委託
 協働事業推進の観点から考え方を再構築
行政領域・民間領域の再確認/委託は下請けではなく民間の専門性等を行政事業に活かす手法
 委託事業を進める視点や判断基準の明確化
原則営利非営利共通/判断基準は客観的なもの/基準・手続きの公開/行政事業の受託に頼らない組織を選ぶetc.
 参加機会の拡大と情報公開推進
受託希望の市民公益活動団体の登録制度の検討など
 「提案公募型委託事業」の導入
 結果を第三者機関が公開評価する仕組みの検討

税減免・融資制度
 税の減免制度の検討
 民間融資促進策の検討

推進体制の整備

全庁的・総合的・具体的推進の仕組み
 全庁的課題と位置づける / 各部署での推進を横断的に調整する主管課設置 / 市民との協議の場設置 / 進行管理結果を公開

市出資公益法人等の役割の明確化と協働の促進
 ・市民公益活動団体・市出資公益法人等・行政それぞれ
 の特性を活かしあえる協働関係づくりを進める
 役割分担や連携方策の明確化
 課題を共有し、政策等に反映させる仕組みづくり
 ・市出資公益法人等に「市民公益活動」支援・協働の役割があることを再確認する
 ・市出資公益法人等の主体的取り組みのもとで行う機能の充実・自立化推進方策を検討する

「協働型」職員育成 / 人材交流・登用
 研修 / 民間との人材交流・人材登用

今後の検討課題

総合推進の根拠となる条例の制定
 これまでの取組みの積み重ねと市民参加のもと、以下の手順で速やかに制定
 平成15年度(2003年度)検討・制定
 この指針の策定・公表
 財源・推進体制などの具体的検討と環境整備
 市民参加による条例案の検討
 平成16年度(2004年度)施行

市民運営「基金」設置の検討
 「提言」で提案された基金の概要
 ・設置運営
 市民(民間)運営の自立化
 第三者機関による助成先決定
 ・原資拠出者
 市民・事業者・行政・市民公益活動団体
 ・主な事業
 ・助成 組織立ち上げまたは事業立ち上げ支援
 継続事業支援
 ・貸付 事業継続支援
 ・自主事業 基金存続のため
 ・留意点
 ・行政的な「公益」判断枠にしばられないこと
 ・経営感覚の導入
 ・行政に求められていること
 原資の一定負担、基金運営への税の減免制度、信用保証、場所の提供など
 ・課題
 市民・事業者から積極的に寄付などが集まる工夫

市民がつくる「市民活動センター(仮称)」の検討と支援
 「市民公益活動」推進に必要な仕組み
 ・豊中市や市出資公益法人等から提供 従来の課題別のもの
 ・市民公益活動団体同士が協力して 市民による検討の
 支えあえる場・仕組み 動き
 行政や市出資公益法人等の方針
 ・市民の自主的な取組みを尊重し、積極的に支援する
 ・既存の仕組みや場との役割分担が明確で機能的な連携がとれる関係づくりをめざす
 検討課題(提言から)
 創設の必要性 創設の目的 = 果たすべき役割
 求められる機能 既存公共施設や市出資公益
 法人等との関係 設置主体 財源 創設場
 所 運営方法と運営の担い手 スケジュール